

令和
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)
四年

令和四年十二月二十一日(水曜日)

議事日程(第四号)

令和四年十二月二十一日 午前十時開議

- 第一 議第五十六号 五條市子ども支援基金条例の制定について
議第六十一号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
議第六十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
議第六十六号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定について
第二 議第六十三号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
議第六十四号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について
議第六十七号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
議第六十八号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
第三 発議第十号 学校給食の無償化を求める意見書について
追加日程第一 議長辞職の件
追加日程(第五号)
第一 選第一 一号 議長の選挙について
追加日程第二 副議長辞職の件
追加日程(第六号)

第一 選第 二号 副議長の選挙について

追加日程第一 会議録署名議員の指名

追加日程(第七号)

第一 選第 三号 常任委員会の所属変更について

本日の会議に付した事件

日程第二までと追加日程選第三号上程まで

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	谷	斎
谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田		藤
龍	美	雅	耕		佳		清	全	勝	有	
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	太田
副市長	人見
教育長	堀内
理事	南
技監	善本
市長公室長	平己
総務部長	櫻本
危機管理監	中本
すこやか市民部長	田中
あんしん福祉部長	谷口
産業環境部長	久保
都市整備部長	石田
教育部長	名迫
西吉野支所長	岡民
大塔支所長	吉川
水道局長	東純
会計管理者	林
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野
	哲
	子
	司
	秀
	長
	浩
	人
	彦
	美
	美
	二
	樹
	長
	典
	行
	起
	哉
	紀
	好
	達
	伸
	則
	隆
	富
	茂
	賢
	久
	久
	雅
	雅
	茂
	雅
	民
	佳
	純
	淳

事務局職員出席者

事務局長	西 久美
事務局次長	小 田 光 章
事務局次長補佐	辰 巳 大 輔
事務局総務係長	神 農 典 子
速記者	柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

なお演壇で発言される場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構でございます。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第五十六号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十六号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会藤富美

恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子）ただいま議題となりました、議第五十六号、議第六十一号、議第六十二号及び議第六十六号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月九日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十六号 五條市子ども支援基金条例の制定につきましては、五條市ビジョンの基本理念に基づき、子供の健やかな育ちを安定的かつ継続的に支援する財源を確保するため、目的基金を創設するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、基金は何を目的に使用するかをただしたのに対し、「基金の原資は、子供のために使ってほしいという法人からの寄附金一千万円であり、使途は子ども食堂の運営やヤングケアラーの支援など、近年社会問題となっていることに対する事業への充当を検討している。」との答弁がありました。

また、委員から、条例の第三条第二項にある「有利な有価証券に代えることができる。」という条文の意味をただしたのに対し、「現時点ではそのような運用は行っておらず、今後のことを想定してのものである。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、五條市指定管理者候補選定委員会で、候補者として選定された団体の名称は、特定非営利活動法人維新の魁・天誅組、代表者は、理事長 柴田知啓、住所は、奈良県五條市丹原町四百四番地で、指定の期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの一年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料などをただしたのに対し、「これまでの指定管理期間は三年、指定管理料上限額は二百八十万円であり、三年間で八百四十万円である。また、今回の一年間の指定管理料上限額は二百八十万円である。」との答弁があり、期間を一年に短縮した理由をただしたのに対し、「民俗資料館は、五條新町重要伝統的建造物群保存地区の北側にあり、現在、庁内で新町地区及びその周辺地区の将来像について検討が行われている。本年度末に出される予定の報告を踏まえ、令和六年度以降の管理の方針を定めるため、今回は令和五年度の一年間のみ指定管理を更新することとした。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、五條市指定管理者候補選定委員会、候補者として選定された団体の名称は、特定非営利活動法人大和社中、代表者は、理事長 中 純宏、住所は、奈良県五條市五條三丁目一番二十三号で、指定の期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの一年間で、当局の説明により了承した次第であります。指定管理料などをただしたのに対し、「これまでの指定管理期間は三年、指定管理料上限額は二百九十八万五千円。三年間で八百九十五万五千円である。また、令和五年度の一年間の指定管理料の上限額は二百五十六万一千円である。」との答弁があり、委員から、指定管理料が年間四十万円ほど下がった理由をただしたのに対し、「直近数年間の決算状況が各年度三十万円以上の黒字決算となっており、その点を勘案し積算をした結果トータルで減額となった。」との答弁がありました。

また、委員から、新町の全体的な見直しは市独自のメンバーだけでなく外部からも選んで検討していくのかをただしたのに対し、「施設の今後の在り方について、各部署の若手職員を中心としたワーキングチームでの検討を考えている。地域住民の方などからも御意見を頂き、いろんな勉強をさせてもらいながら進めていきたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ四億八千七百二十五万三千円を追加し、総額で百九十四億三千三百八十万二千円とするもので、歳出予算の主な内容は、燃料費の高騰に伴う本庁舎をはじめとした光熱水費の補正、令和三年度決算剰余金の基金への積立てや国費及び県費精算による返還金等を追加するものであり、歳入予算の内容は、地方交付税において三億三千三百三十五万円を、分担金及び負担金において百八十二万三千元を、国庫支出金において七十二万八千元を、県支出金において百七十八万七千元を、寄附金において五百万円を、繰越金において四億二百八十二万六千元をそれぞれ追加し、市債において二億五千七百九十四万六千元を減額し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、スクールバス運行管理業務において、西吉野方面及び阪合部・大深方面と、北宇智方面の期間の違いについてただしたのに対し、「西吉野方面及び阪合部・大深方面は、新年度からは九台の運用となるが、大半は市の所有車両であり、今後の子供数の減少などによる必要経費等を検討していく必要があるため、一旦一年契約としている。新年度から運行を開始する北宇智方面は、受託業者のほうで準備あるいは所有している車両を用いることを想定しており、リース代等の経費の効率的な活用が求

められるため三年間とした。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「株式会社五條市青ネギ生産組合による不法占有事案について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第六十三号、議第六十四号、議第六十七号及び議第六十八号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第六十三号、議第六十四号、議第六十七号及び議第六十八号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十三号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、五條市指定管理者候補選定委員会候補者として選定された団体の名称は、特定非営利活動法人大和社中、代表者は、理事長 中 純宏、住所は、奈良県五條市五條三丁目一番二十三号で、指定の期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの一年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在行っている事業と、次の指定管理期間において実施予定の事業についてただしたのに対し、「現在の手芸教室や介護予防の脳トレ教室及び老人クラブの集まりなどに加え、備品の将棋や囲碁を活用した事業や、コロナ以前にやっていた落語会のようなものも開催したいと聞いている。」との答弁があり、委員から、「コロナ禍における施設の利用制限についてただしたのに対し、「施設利用者を半数程度に制限し、マイクロバスにおいても同様に人数制限を行って事業を実施している。」との答弁がありました。

また、委員から、施設の築年数、利用団体数などについてただしたのに対し、「施設は築四十九年である。手芸教室は三、四名の個人利用、脳トレに関しては、脳トレ会という団体が市民の方を募集して利用頂いている。また、会議での利用はあるがカラオケを中止しているため、地域の方に利用頂けていないという状況にある。今年度の十月末までの利用者数は、延べ一千七百五十九名となっている。」との答弁がありました。

また、委員から、過去三年間と今回の指定管理料についてただしたのに対し、「令和元年度から令和三年度までの指定管理料はトータルで二千八百七十五万七千円となっており、今年度は八百八十二万四千円である。今年度と比較し、金額は上がっている。」との答弁がありました。

また、委員から、現在常駐している職員数をただしたのに対し、「二名が常駐し、バスの送迎があるときは三名である。」との答弁があり、委員から、年間千七百五十九名の利用者に対し、三名の職員で約九百万円の指定管理料が必要なのかをただしたのに対し、「一日の利用人数は八・一人程度であるが、受付における感染対策や、利用者が自由に使えるマシンのサポートなどもあるため必要であると考えている。」と

の答弁があり、委員から、一年度で更新する理由をただしたのに対し、「老人憩の家は、高齢者の教養の向上、レクリエーションの場として設けた施設であるが、老朽化している点と高齢者を取り巻く環境の変化から、介護予防や健康増進をどう図るのかを併せて検討したいという思いがあり、一年度での更新とした。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、五條市指定管理者候補選定委員会候補者として選定された団体の名称は、株式会社あすも、代表者は、代表取締役 中谷曉人、住所は、奈良県五條市本町二丁目五番十七号で、指定の期間 は、令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの三年間で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、修繕費用の負担 についてただしたのに対し、「募集要項や業務仕様書において、修繕の実施の要否については市が判断し、費用については、障子や畳の張り 替え等経年劣化に伴う軽微な補修や機能の回復などは指定管理者が負担し、施設本体の資産価値の向上、または耐用年数の延長となる修繕に ついては市が負担するものとしている。」との答弁がありました。

また、委員から、この施設は自賄いということであるが、収支報告に市は関係しているのかをただしたのに対し、「収支報告を提出して いただいている。」との答弁があり、委員から、収益が上がっているのかをただしたのに対し、「平成三十年以降は黒字経営となっている。」 との答弁がありました。

また、委員から、施設の利用人数についてただしたのに対し、「令和元年度二百七十六名、令和二年度二百三十八名、令和三年度二百六十 六名である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしま した。

次に、議第六十七号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金への所要の経費の追加など、歳入歳出予算の総額に、それぞれ二百五十七万七千円を追加し、総額を四十一億五百二十五万七千円とす るものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、傷病手当金の内容についてただしたのに対し、「国民健康保険に 加入し、給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われるため勤務することができず、給与の全部ま たは一部を受け取ることができない場合に、申請により傷病手当金が支払われるものである。」との答弁があり、委員から、社会保険加入者 の場合、休業補償手当という形で雇用調整基金から支払われると聞いているが、国民健康保険加入者に対しても同様の考えで国は支給してい

るということでよいかとただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁があり、委員から、年度ごとの支給者数をただしたのに対し、「令和二年度は一名で一万八千円、令和三年度は四名で二十二万八千円、令和四年度は十一月末現在八名で二十八万五千円となっている。」との答弁があり、委員から、一人当たりの金額の算定方法をただしたのに対し、「支給対象日数は、勤務することができなくなった日から起算して三日を経過した日から、勤務することができない期間のうち就労を予定していた日数である。一日当たりの支給額は、直近の継続した三か月間の給与収入の合計額を勤務日数で割ったものの三分の二となる。この金額と先ほどの支給対象日数を掛けたものが支給額となる。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、介護保険特別会計歳入歳出差引額のうち、国庫、県費等へ返還する金額及び追加交付される金額を差引きした残額の基金への積立てなど、歳入歳出予算額にそれぞれ五千六百九十九万八千円を追加し、総額を四十二億七千七百九十九万八千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、財政調整基金の総額をただしたのに対し、「今回の積み上げで総額四億九千二百五十九万九千四百四十四円になる。」との答弁があり、委員から、基金の目標金額があるのかをただしたのに対し、「基金の目標金額というものはなく、歳入歳出の差引き額の残額ということによって一般財源となっているが、保険料がこの基金の積み上げの根拠となっている。」との答弁があり、委員から、介護保険料の納付額を下げることが可能にしていたのに対し、「保険料は第八期となっており、令和五年度まで変更することはできない。今年度ニーズ調査を実施し、来年度の事業計画の見直しにおいて保険料を検討し、基金の取崩しについても検討する予定としている。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「県域水道一体化に向けた検討状況について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）議事の都合により副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（養田全康）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

山口耕司議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第一百七条の規定により、山口耕司議員の退場を求めます。

〔山口耕司議員退場〕

○副議長（養田全康）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和四年十二月二十一日

五條市議会副議長 養田全康 殿

辞 職 願

五條市議会議長 山口耕司

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（養田全康）お諮りします。山口耕司議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よって、山口耕司議員の議長の辞職を許可することに決しました。

山口耕司議員の入場を許します。

〔山口耕司議員入場〕

○副議長（養田全康）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よってこの際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（養田全康）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（養田全康）追加日程第一、選第一号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第一号 議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

令和四年十二月二十一日提出

五條市議会

○副議長（養田全康）意見調整のため休憩いたします。

午前十時三十一分休憩に入る

午後一時四十四分再開

○副議長（養田全康）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○副議長（養田全康）追加日程第一、選第一号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議長選挙は投票でお願したいと思います。

○副議長（養田全康）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長（養田全康）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（養田全康）ただいまの出席議員数は十二名であります。投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（養田全康）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（養田全康）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（養田全康）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（養田全康）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に谷 勝啓議員及び斎藤有紀議員を指名いたします。
よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（養田全康）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

吉田雅範議員 七票

山口耕司議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって吉田雅範議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田雅範議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。
当選されました吉田雅範議員から当選承諾並びに就任の御挨拶を頂くことにいたします。吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議員の皆様のご御推挙によりまして当選させていただきました。

理事者側と協力して、後に戻ることなく市政を進めていきたいと思っておりますので、どうか議員の皆様、そして理事者の皆さん、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○副議長（養田全康）御協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（吉田雅範）ここで前議長の山口耕司議員から議長退任の御挨拶を頂くことといたします。山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま議長から発言の許可を頂きまして、議長退任の御挨拶をさせていただきます。

二年間にわたりまして議長をさせていただきました。皆様方の御理解と御協力により議会運営をつつがなく終わらせていただくことを心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

特に退任に当たっているいろいろ思うところがございます。地方自治法が議員の成り手不足を解消するために、新たな規定が解除となりました。そういったところから、今後議会もより多くの市民の方に広められるべき存在となっていかなければならないと強く思うところでございます。そうした中で多くのことを、今後取り組んでいかなければならない政治倫理条例もございますので、その辺もまた新たな議長を中心に、よりよい議会になるように私も協力させていただいて努めてまいりたいと考えております。

また議長の立場を除けて一議員として市民のために働けるよう精一杯頑張ってまいる所存でございます。

皆様方、二年間大変ありがとうございました。

以上で退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）養田全康議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により、養田全康議員の退場を求めます。

〔養田全康議員退場〕

○議長（吉田雅範）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和四年十二月二十一日

五條市議会議長 吉田雅範 殿

辞 職 願

五條市議会副議長 養田全康

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。養田全康議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって養田全康議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

養田全康議員の入場を許可します。

〔養田全康議員入場〕

○議長（吉田雅範）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第二号 副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会副議長の選挙を行う。

令和四年十二月二十一日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）意見調整のため休憩いたします。

午後二時八分休憩に入る

午後三時零分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）副議長の選挙は、投票をお願いしたいと思います。

○議長（吉田雅範）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は十二名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（吉田雅範）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（吉田雅範）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて
順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉田雅範）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田雅範）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に吉田 正議員及び平岡清司議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（吉田雅範）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

藤富美恵子議員 七票

岩本 孝議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって藤富美恵子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤富美恵子議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定により、告知いたします。

当選されました藤富美恵子議員から当選承諾並びに就任の御挨拶を頂くことにいたします。藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）ただいま議員各位の御推挙により副議長に当選させていただきました。

吉田議長のもと、五條市発展のために尽力してまいりたいと思います。皆様方の御協力をお願いいたしまして、当選の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（吉田雅範）ありがとうございました。

ここで前副議長の養田全康議員から副議長退任の御挨拶を頂くことにいたします。三番養田全康議員。

〔三番 養田全康登壇〕

○三番（養田全康）退任の御挨拶を一言申し上げたいと思います。

大変私にとって大きな一年間でありまして、感慨深いものになりました。私自身、立場は変われど五條市民の皆さんと共にこの五條市を立て直してまいりたいと強く考えながら、これからも歩み続けたいと思います。

本当に一年間、御指導、御鞭撻ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）去る十二月一日、本定例会の会議録署名議員として藤富美恵子議員が指名されましたが、本日副議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

を新たに指名いたします。

二番 谷 勝 啓 議員

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。この際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第一、選第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第三号 常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により、委員の所属変更を行う。

令和四年十二月二十一日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）意見調整のため、休憩いたします。

午後三時二十一分休憩に入る

（休憩後、再開するに至らなかった）